

八戸地域等 6 地域の公害防止計画 主要課題の施策の概要（案）

地 域 名

八 戸 地 域 . . .	1
新 潟 地 域 . . .	2
静 岡 ・ 清 水 地 域 . . .	4
広 島 ・ 呉 地 域 . . .	6
下 関 ・ 宇 部 地 域 . . .	8
香 川 地 域 . . .	1 0

平成 1 2 年 1 2 月

環境庁 企画調整局 環境計画課

主要課題の施策の概要

(八戸地域)

1 交通 公害 対策	施策 の 概要	主要幹線道路沿道における騒音対策として、低公害車の普及啓発等による発生源対策や交通管制システム等の整備による交通流対策を実施するとともに、バイパス等の体系的な整備に努める。また、道路の拡幅・多車線化等の道路構造改善対策を実施するとともに、監視体制の整備や沿道土地利用の適正化等に努める。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入促進 ・車両検査・点検の徹底、各種違反に対する指導取締り ・交通管制システム整備、信号機の高度化 ・ノーマイカーデー運動等による公共交通機関の利用促進 ・駐車場の整備・拡充、駐車場案内システムの導入検討 ・東北縦貫自動車道八戸線等の整備 ・舗装の維持補修、道路の拡幅・多車線化、交差点の改良 ・環境施設帯の設置、沿道の植栽（植栽延長：L=4.0km）
2 河口 海域等 の水質 汚濁 対策	施策 の 概要	河口海域等の水質汚濁対策として、法・条例による排水規制を徹底するとともに、小規模事業場に対する指導を行う。また、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進、農業集落排水処理施設の整備等の生活排水対策を推進し、あわせて住民に対する普及啓発に努める。さらに、水質汚濁機構解明調査を実施し、効果的な水質改善対策について検討する。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・法・条例による排水規制の徹底、小規模事業場に対する指導 ・新井田川生活排水対策推進計画の推進 ・下水道の整備（H11 109千人 H16 120.5千人） ・合併処理浄化槽の設置促進 ・農業集落排水処理施設の整備（滝谷地区：310人） ・用排水分離水路の整備（笹ノ沢用水路：全体計画L=5,732m） ・法・条例による環境影響評価の実施 ・水質汚濁機構解明調査の実施
3 廃棄物 ・ リサイ クル 対策	施策 の 概要	廃棄物・リサイクル対策として、一般廃棄物については排出抑制、減量化を図るとともに、効率的なリサイクルを推進する。また、ダイオキシン類対策等処理施設の整備に努めるほか、不適正処理の未然防止を図る。産業廃棄物については排出事業者責任の徹底、排出抑制・再（生）利用・減量化について指導するとともに、不法投棄等不適正処理の未然防止を図る。あわせて、最終処分場等の円滑な整備に努め、広域処理へ適切に対応していく。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の徹底 ・家庭用生ごみ処理機等の普及拡大 ・住民・事業者に対する普及啓発 ・バグフィルター・灰固形化施設の整備、最終処分場の新設（750千m^3） ・不法投棄監視員等によるパトロールの強化 ・マニフェストの使用等による適正処理の推進 ・廃棄物埋立護岸の整備（埋立面積：21.2ha）

(新潟地域)

1 交通 公害 対策	施策 の 概要	主要幹線道路沿道における騒音対策として、低公害車の普及促進などの発生源対策、交通管制エリアの拡大などの交通管理、公共交通機関の整備と利用の誘導に係る交通総量抑制、バイパスの整備等道路整備及び土地利用対策の適正化の推進等の沿道対策等について、関係機関が連携して総合的に推進する。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入(4台) ・交通管制システムの整備(91基)、信号機の高度化(45基) ・低騒音舗装の敷設の推進 ・交通流の分散化やバイパス等体系的な道路網の整備による交通量の低減化
2 鳥 屋 野 潟 の 水 質 汚 濁 対 策	施策 の 概要	鳥屋野潟の水質を改善するため、平成12年度に第4期の改善計画を策定する。これに基づき、生活排水対策や工場・事業場排水対策など流入する汚濁負荷に係る削減を基本として、下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進、生活雑排水対策の推進、排水基準等の遵守徹底、未規制事業所への排水処理指導、農業・畜産排水対策、浄化用水の導入の検討、底泥のしゅんせつ、流入・散乱ゴミの除去、親水性の確保、水辺動植物の生息・生育環境の保全や再生等の施策を推進する。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(113千人→132千人) ・農業集落排水施設の整備(11.3千人→12.8千人) ・フラッシングによる浄化対策 ・底泥しゅんせつの実施(2.2万m³/年)
3 新 潟 海 域 の 水 質 汚 濁 対 策	施策 の 概要	新潟海域に流入する信濃川、阿賀野川及び新井郷川からの汚濁負荷量の削減を図るため、下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進、生活雑排水対策の推進、排水基準等の遵守徹底、未規制事業場監視・指導、農業・畜産排水対策等の施策を推進する。 また、海洋防止対策として船舶廃油処理、油流出事故対策用資材の備蓄状況の情報提供、廃船の適正処理の指導等を推進する。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(328.7千人→415.7千人) ・農業集落排水施設の整備(12千人→15千人)

(新潟地域)

4 地下水 汚染 対策	施策 の 概要	トリクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染を防止するため、測定計画を定め、地下水の水質を監視する。また、水質汚濁防止法及び新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱に基づき、トリクロロエチレン等有機塩素系化合物使用事業所に対し、立入調査等を行い、溶剤の適正使用や廃棄物の管理の指導、施設の点検、排水等の監視を実施し、地下水汚染の未然防止を図る。また、汚染原因事業所が判明した場合には、原因者に対し、汚染状況の調査及び汚染物質の除去等浄化対策の実施を指導し、汚染地下水の回復を図る。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策として、溶剤の適正使用、廃棄物の管理等の指導 ・計画的な地下水質調査の実施 ・浄化装置によるトリクロロエチレン等有機塩素化合物の浄化対策の継続実施
5 地盤 沈下 対策	施策 の 概要	地盤沈下の進行を防止し、過去に生じた被害の速やかな復旧を図るため、地下水採取の規制、地盤沈下状況の監視、被害に対処する事業を実施する。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の採取規制 ・地盤沈下状況の監視 ・農業施設の機能回復事業の継続実施
6 廃棄 物・ リサ イクル 対策	施策 の 概要	新潟県ごみ減量化リサイクル行動指針を踏まえ、廃棄物そのものを極力発生させないことが重要であることから、廃棄物の発生抑制抑制を進め、リユース、リサイクルを推進し、最終的に残った廃棄物は適正に処理することを基本として各種施策を進める。
	主な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・リサイクルの推進 ・廃棄物の適正な処理の推進

(静岡・清水地域)

1 交通 公害 対策	施 策 の 概 要	主要幹線道路沿道における騒音対策として、交通管制システムの整備や、バイパス、立体交差、道路拡幅等の道路整備による交通流円滑化対策を実施する。また、低公害車の普及促進等の発生源対策や、遮音壁、環境施設帯の設置等による道路構造改善対策を実施するとともに、今後とも監視体制の整備や沿道土地利用の適正化に努める。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・交通管制システム整備(2基)、信号機の高度化(17基) ・交通需要マネジメント(TDM)の推進 ・一般国道1号静岡バイパスの整備 ・一般国道150号新日本坂トンネルの整備 ・一般国道150号静岡バイパス、清水バイパスの整備 ・低公害車の導入(7台) ・街路樹植栽(23路線 延長8,260m)
2 都 市 内 河 川 の 水 質 汚 濁 対 策	施 策 の 概 要	水質汚濁の主な原因である生活排水に係る対策として、下水道、農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進等を図る。また、水質汚濁の著しい巴川流域については、引き続き汚泥しゅんせつ事業を実施するとともに、「巴川流域生活排水対策推進計画」に基づき、住民に対する生活排水対策の啓発や実践活動の促進を図る。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(H11 439.6千人 H16 500.0千人) ・農業集落排水施設整備の整備(対象:887戸数 3,820人) ・合併処理浄化槽の整備(1,892基) ・汚泥のしゅんせつ(巴川:5,000m³)
3 地 下 水 汚 染 対 策	施 策 の 概 要	汚染地区対策として、水質の監視を継続して行うとともに、揚水曝気、土壌中のガスの除去を実施する。また、新たな汚染防止を図るため、水質の監視を継続して行うことに加え、有害物質を使用する事業場に対しては、定期的に立入検査を実施し、排出基準の遵守状況の確認並びに有害物質の適正な管理及び処理の指導を行っていく。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・水質継続監視 ・揚水曝気の継続 ・真空抽出法による土壌ガスの除去

(静岡・清水地域)

4 廃 棄 物 対 策	施 策 の 概 要	廃棄物の適正な処理のため、焼却施設の集約化、灰の溶解固形化施設等高度処理施設の整備を推進するとともに、清水港の廃棄物埋立護岸において、今後もしゅんせつ土砂等の受け入れを行っていく。また、発生抑制・リサイクルを図るため、広域的なごみ再資源化施設の整備や、住民に対する啓発、実践活動を推進する。
	主 な 施 策	・ごみ処理施設 新增設 9 6 4 (t/日) 改良 1 施設 ・廃棄物埋立護岸 2 . 6 千m ³

(広島・呉地域)

1 交通公害対策	施策の概要	主要幹線道路沿道における大気汚染・騒音対策として、発生源対策，自動車交通対策，道路対策，沿道対策などについて，広島県道路環境対策検討協議会（国，県，広島市等）の活用など関係機関と連携しながら，総合的・計画的に推進する。
	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策～低騒音舗装の実施，遮音壁の設置，低公害車の導入促進 ・自動車交通対策～パークアンドライド事業，交通結節点改善事業，交通管制システム整備（18基以上） ・道路対策～広島高速1号線等都市高速道路の整備，交差点改良等道路構造改善事業
2 都市内河川の水質汚濁対策	施策の概要	水質汚濁の主な原因である生活排水に係る対策として，下水道の整備，合併処理浄化槽の設置促進等を図るとともに，住民に対する生活排水対策の啓発や実践活動の促進を図る。また，水質汚濁の著しい府中大川流域については，太田川流域下水道及び広島市公共下水道の整備を推進するとともに，府中町合併処理浄化槽整備事業補助金の拡充を図る。
	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備（H11：1,195千人　H16：1,348千人） ・農業集落排水施設整備（7,383人） ・合併処理浄化槽（1,534基） ・河川しゅんせつ（尾崎川：11.2千m³）
3 海域の水質汚濁対策	施策の概要	水質汚濁の主な原因である生活排水等に係る対策として，下水道の整備，合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに，住民に対する生活排水対策の啓発や実践活動の促進を図る。 また，化学的酸素要求量に係る第5次水質総量削減計画を策定する。
	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備（H11：1,195千人　H16：1,348千人） ・農業集落排水施設整備（7,383人） ・合併処理浄化槽（1,534基） ・河川しゅんせつ（尾崎川：11.2千m³） ・第5次水質総量削減計画の策定

(広島・呉地域)

4 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策	施 策 の 概 要	<p>一般廃棄物については、「広島県一般廃棄物広域処理計画」等に基づき、ごみの広域処理を推進する。</p> <p>産業廃棄物については、排出事業者の自己処理責任を基本原則とし、広島県産業廃棄物処理計画」に基づき、総合的な見地からの産業廃棄物処理対策を推進する。</p> <p>また、発生抑制、再利用・再資源化等により排出を抑制し、分別の徹底、リサイクルを積極的に推進する。</p>
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理施設整備（ごみ処理施設 H11：1,680t/日 H16：1,945t/日等）・廃棄物埋立護岸整備（公共関与による埋立処分事業18ha）・リサイクル推進ネットワーク（住民，事業者，行政）の構築

(下関・宇部地域)

1 交通 公害 対策	施 策 の 概 要	主要幹線道路沿道における騒音対策として、交通管制システムの整備やバイパス等の道路整備及び交差点の改良等による交通流の円滑化を図るとともに、発生源対策や沿道環境対策等を総合的に推進する。また、新幹線鉄道沿線における騒音・振動対策として、車両対策や防音壁の改良等の地上対策の促進を図るとともに、今後とも監視体制の整備や沿道土地利用の適正化に努める。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の高度化（7箇所） ・バイパス等の整備（19路線） ・交差点の改良（2箇所）
2 都 市 内 河 川 の 水 質 汚 濁 対 策	施 策 の 概 要	水質汚濁の主な原因である生活排水に係る対策として、水質汚濁の著しい真締川及び武久川流域等を中心に、下水道の整備、汚泥再生処理センターの整備及び合併処理浄化槽の整備促進等を図るとともに、住民に対する生活排水対策の啓発や実践活動の促進及び河川愛護団体による清掃、美化活動を支援する。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備（H11 269千人 H16 311千人） ・汚泥再生処理センターの整備（150kL/日） ・合併処理浄化槽の整備（1,511基）
3 常 盤 湖 等 の 水 質 汚 濁 対 策	施 策 の 概 要	常盤湖及び小野湖の生活排水による水質汚濁対策として、常盤湖については、下水道の整備を、また、小野湖については農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備促進等を中心に推進し、これに産業排水対策及び小野湖においては湖沼水質浄化施設整備等を併せ、環境保全上の水循環の視点に立った諸対策を総合的に推進する。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備（常盤湖流域、H11 3.5千人 H16 3.6千人） ・農業集落排水処理施設の整備（小野湖流域 2箇所 1,710人） ・合併処理浄化槽の整備（宇部市 1,031基） ・湖沼水質浄化施設の整備（小野湖 ばっき循環施設3基）

(下関・宇部地域)

4 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策	施 策 の 概 要	県民、事業者、行政が一体となって廃棄物のリサイクルの取組を推進するための啓発を実施し、廃棄物の発生・排出抑制を図る。また、ごみ処理施設及び廃棄物の再生利用施設等を整備し、廃棄物の循環資源の回収・再利用を促進するとともに、焼却灰・飛灰貯留施設及び廃棄物護岸等を整備し、廃棄物の適正処理を図る。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none">・ごみ処理施設（2施設 378 t/日）・焼却灰・飛灰貯留施設（1施設）・廃棄物再生利用施設 リサイクルプラザ（1施設 70 t/日） ストックヤード（1箇所）・ごみ中継・運搬施設（1施設 150 t/日）・廃棄物埋立護岸（整備容量9,710千m³）

(香川地域)

1 交通 公害 対策	施 策 の 概 要	主要幹線道路沿道における騒音対策として、交通管制システムの整備・信号機の高度化等による交通管理、公共交通機関の利用促進による交通総量抑制対策、バイパスや交差点の立体化等の道路整備を実施する。また、低公害車の普及促進等の発生源対策や道路新設時の環境施設帯確保等による道路構造改善対策を実施するとともに、今後とも監視体制の整備や沿道土地利用の適正化に努める。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・交通管制システム等の拡充・整備（136基） ・信号機の高度化（195基） ・新交通管理システム（UTMS）の整備・拡充 ・低公害車の導入（2台） ・国道319善通寺バイパス等の整備 ・高松琴平電鉄の高架化
2 都 市 内 河 川 の 水 質 汚 濁	施 策 の 概 要	水質汚濁の主な原因である生活排水に係る対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進等を図るとともに、住民に対する生活排水対策の啓発や実践活動の促進を図る。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備（H11 236.9千人、H16 273.0千人） ・合併処理浄化槽（7,599基） ・浄化用水導入（桜川：0.63m²/sec） ・農業集落排水施設整備 （善通寺市上郷西部処理区：680人、飯山町西坂元処理区：1,040人）
3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策	施 策 の 概 要	廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正な処理の推進を図る。また、廃棄物の不適正な処理による大気汚染、水質汚濁等公害を防止するため、ごみ処理施設等の計画的な整備を図るとともに、産業廃棄物指導監視機動班による指導監視の強化等を実施する。
	主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設（新增設 300t/日、廃止 120t/日） ・し尿処理施設（新增設 85kl/日） ・埋立処分地施設（新增設 160千m³） ・リサイクルプラザ（新增設 76t/日） ・リサイクルセンター（新增設 7t/日） ・ストックヤード（新增設 250m²）